

第2次津市男女共同参画基本計画

平成29年度施策進捗状況に対する評価と意見

(平成30年12月)

はじめに

国の男女共同参画社会基本法等が定める基本理念を踏まえ、平成19年に制定された「津市男女共同参画基本条例」は、市長に基本計画の策定を義務付けている。津市では、平成20年に「津市男女共同参画基本計画」が策定され、条例に掲げられている4つの基本理念のもとで、7つの基本目標と24の施策の方向性が示された。平成25年度に策定された「第2次津市男女共同参画基本計画」においても、中身は異なるものの7つの基本目標と19の施策の方向性が示された。この基本計画が平成29年度で終了したため、当報告書は、平成29年度の事業に対する評価と意見であると同時に、この5年間を総括する役割も担っている。

さて、津市男女共同参画審議会では、その方向性に基づいて策定された各事業の達成度、進捗状況に対する評価を毎年度実施している。この評価作業は、審議会の中に検討委員会を設置して実施し、事業実施機関に対して、評価過程における意見や質問を行っているが、その中でも、ポイントとなる点をこの「評価と意見」に記載した。一方で、本稿での評価とは別に、個々の施策進捗状況について行った評価では、一つ一つの事業に対し、審議会からの意見を付している。

平成30年度からは「第3次津市男女共同参画基本計画」に即して、既に各事業が進められているが、基本法において「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付けていることを再認識し、各事業実施機関においては、今後も男女共同参画の視点に立った事業推進に取り組んでいただきたい。

目 次

1	第2次津市男女共同参画基本計画（平成25年度～29年度）の体系図	1
2	第2次津市男女共同参画基本計画 平成29年度施策進捗状況 全体評価	2
	(1) 評価	
	(2) 意見	
3	第2次津市男女共同参画基本計画 平成29年度施策進捗状況 基本目標別評価	3
	(1) 基本目標別評価一覧	
	(2) 基本目標別評価と意見	4～10
	基本目標Ⅰ 男女共同参画意識の啓発	4
	基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における男女共同参画	5
	基本目標Ⅲ 学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進	6
	基本目標Ⅳ あらゆる場面における男女共同参画の推進	7
	基本目標Ⅴ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	8
	基本目標Ⅵ 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止	9
	基本目標Ⅶ 男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援	10
	(3) 計画期間中の総評	11
4	参考資料	12～13
	(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿	12
	(2) 第2次津市男女共同参画基本計画 平成29年度 施策進捗状況評価経過	13

1 第2次津市男女共同参画基本計画(平成25年度～29年度)の体系図

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I 男女共同参画意識の啓発	① あらゆる場面での男女共同参画意識の啓発の推進 ② 関係機関・各種団体等との連携による男女共同参画意識の啓発の推進
	II 政策・方針決定の場における男女共同参画	① 市の審議会等での男女共同参画の推進 ② 事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の促進 ③ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用
	III 学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進	① 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進 ② 男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習の推進
	IV あらゆる場面における男女共同参画の推進	① 家庭における男女共同参画の促進 ② 地域における男女共同参画の促進 ③ 防災における男女共同参画の促進 ④ 働く場における男女共同参画の促進 ⑤ 女性のチャレンジ支援
	V ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進	① ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の啓発と普及 ② 子育て・介護支援の充実 ③ 育児・介護休業制度等の整備と利用促進
	VI 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止	① DV防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実
	VII 男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援	① 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実 ② 男女の生涯にわたる健康づくりの支援

2 第2次津市男女共同参画基本計画 平成29年度施策進捗状況 全体評価

(1) 評価

年度	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
評価	B	B	B	B	B

評価（全事業数 123※）		A	B	C	D	E
平成25年度	事業数	7	112	3	0	3
	割合	5.6%	89.6%	2.4%	0%	2.4%
平成26年度	事業数	8	113	3	0	1
	割合	6.4%	90.4%	2.4%	0%	0.8%
平成27年度	事業数	10	105	9	1	0
	割合	8.0%	84.0%	7.2%	0.8%	0%
平成28年度 ※2事業統合	事業数	4	110	8	1	0
	割合	3.3%	89.4%	6.5%	0.8%	0%
平成29年度	事業数	5	107	11	0	0
	割合	4.1	87.0	8.9	0	0

【評価基準】

A	施策の方向に対し、十分な効果があった	D	施策の方向に対し、効果がなかった
B	施策の方向に対し、一定の効果があった	E	その他（事業終了、事業を実施していないなど）
C	施策の方向に対し、あまり効果がなかった		

(2) 意見

全123事業※のうち、施策の方向に対し、効果があったと認められる「A」評価及び「B」評価の割合は91.1%と、昨年度に比べてわずかに低下した。しかし、昨年度、施策の方向に対し、効果がなかった「D」評価の1事業が、「C」評価へ上がったことから、今後は、他の「C」評価事業とともに、さらに効果を上げられるようめざしていただきたい。

第2次基本計画策定後5年が経過し、過年度との比較により各事業の成果や課題が顕著になっているにも関わらず、全123事業の大半が「B」評価のままである。平成27年度から平成29年度について「E」評価が見られないことは評価するものの、「B」評価から「A」評価への上昇もそれほど見られず、現状維持の状況である。

本年度の評価をもって、第2次基本計画の計画期間が終了するが、平成30年度からスタートする第3次基本計画では、第2次基本計画の施策進捗状況の検証から洗い出された課題に対し、より積極的に取り組むとともに、5つの基本目標や17の数値目標の達成に向けて、有益となる事業を選択し、集中して遂行することで、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みへ繋げていくことを期待する。

※平成28年度から2事業が統合されたため（基本目標Ⅳ-14がⅣ-13と、基本目標Ⅴ-14がⅤ-13と統合）、全事業数が125事業から123事業となった。

3 第2次津市男女共同参画基本計画 平成29年度施策進捗状況 基本目標別評価

基本目標		H25	H26	H27	H28	H29
基本目標 Ⅰ	男女共同参画意識の啓発	B	B	B	B	B
基本目標 Ⅱ	政策・方針決定の場における男女共同参画	B	B	B	B	B
基本目標 Ⅲ	学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進	B	B	B	B	B
基本目標 Ⅳ	あらゆる場面における男女共同参画の推進	B	B	B	B	B
基本目標 Ⅴ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	B	B	B	B	B
基本目標 Ⅵ	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止	B	B	B	B	B
基本目標 Ⅶ	男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援	B	B	B	B	B

(1) 基本目標別評価一覧

※ 評価基準

A	施策の方向に対し、十分な効果があった
B	施策の方向に対し、一定の効果があった
C	施策の方向に対し、あまり効果がなかった
D	施策の方向に対し、効果がなかった
E	その他（事業終了、事業を実施していないなど）

(2) 基本目標別評価と意見

基本目標 I	男女共同参画意識の啓発						
施策の方向	① あらゆる場面での男女共同参画意識の啓発の推進						
	② 関係機関・各種団体等との連携による男女共同参画意識の啓発の推進						
施策における各事業の進捗状況評価（事業数 18）							基本目標 I の評価
評価		A	B	C	D	E	
平成 25 年度	事業数	2	16	0	0	0	B
	割合	11.1%	88.9%	0%	0%	0%	
平成 26 年度	事業数	3	15	0	0	0	B
	割合	16.7%	83.3%	0%	0%	0%	
平成 27 年度	事業数	3	15	0	0	0	B
	割合	16.7%	83.3%	0%	0%	0%	
平成 28 年度	事業数	0	18	0	0	0	B
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	
平成 29 年度	事業数	0	17	1	0	0	B
	割合	0%	94.4%	5.6%	0%	0%	

全 18 事業のうち、昨年度「B」評価であった人権問題講演会の充実が「C」評価となった。人権問題に対して積極的に取り組んでいることは評価するが、男女共同参画の視点が弱い
ため、より男女共同参画の視点を意識した講座内容の再検討と参加人数増に向けた働き掛け
が必要と思われる。

男女共同参画意識の啓発を目的とした職員男女共同参画研修会は、業務時間内に開催する
ことで、より多くの職員へ業務の一環として受講するよう勧め、やむを得ず受講できなかった
職員に対しては、講義内容を共有する方法を工夫してはどうか。

市民に対しては、男女共同参画情報紙をはじめ、広報紙、ホームページなど、さまざまな
媒体を積極的に活用して男女共同参画意識の啓発を図るとともに、男女共同参画フォーラム
やセミナーを通して一層の意識付けを行っていただきたい。

全体を通じて、男女共同参画意識の啓発に関するさまざまな取り組みが行われているもの
の、担当部署により温度差が感じられるため、今後は市長のリーダーシップのもと、関係部
局が連携して男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に推進していただきたい。

男女共同参画社会基本法が制定されてから 20 年近くが経過しているにもかかわらず、「男
女共同参画社会」という言葉の認知度が 7 割程度（「平成 28 年度男女共同参画に関する市民
意識調査及び事業所調査」、以下「平成 28 年度意識調査」という）に留まることから、無
関心層に対しては、さまざまな方法で男女共同参画の必要性をきめ細かく伝え続けていく必
要がある。行政として、あらゆる事業において男女共同参画の視点を意識し、さまざまな機
会を通じて幅広い世代へ男女共同参画意識の浸透を図る必要がある。

基本目標Ⅱ	政策・方針決定の場における男女共同参画						
施策の方向	① 市の審議会等での男女共同参画の推進						
	② 事業所・各種団体等の方針決定の場における男女共同参画の促進						
	③ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用						
施策における各事業の進捗状況評価（事業数8）							基本目標Ⅱの評価
評価	A	B	C	D	E		
平成25年度	事業数	0	8	0	0	0	B
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	
平成26年度	事業数	0	7	1	0	0	B
	割合	0%	87.5%	12.5%	0%	0%	
平成27年度	事業数	0	6	2	0	0	B
	割合	0%	75.0%	25.0%	0%	0%	
平成28年度	事業数	0	6	2	0	0	B
	割合	0%	75.0%	25.0%	0%	0%	
平成29年度	事業数	0	6	2	0	0	B
	割合	0%	75.0%	25.0%	0%	0%	
<p>審議会等への女性の登用推進については、平成29年度の女性委員の割合が24.5%であり、昨年度に比べわずかに上昇したものの数値目標（女性委員の割合30%以上）には達しておらず、第2次基本計画初年度（平成25年度）の27.5%より低下している。特に女性委員の割合が30%に満たない審議会などにおいては、女性委員の登用率向上に向け、選出方法の見直しや推薦団体への女性委員選出要請などの工夫をしていただきたい。</p> <p>行政における女性管理職の登用は、市内事業所や各種組織に向けたモデルとなるとの強い意識を持ち、管理職として職場マネジメントができる人材の育成とワーク・ライフ・バランスを確保した働き方の推進により積極的な女性登用を行っていただきたい。</p> <p>また、事業所に向けた啓発は、行政が目で見えて実態を確認する意味から訪問により実施し、さらに今後は、事業所が女性活躍に取り組むメリットや好事例、モデル事業所の情報発信についても積極的な取り組みを期待する。</p> <p>家族経営協定（※1）を締結した農家数が増加しないことについては、制度のメリットを若い世代へ啓発するとともに、経営協定が締結に至らない原因を探り、女性が農業分野で活躍できる環境づくりに向けて、関係機関と連携して引き続き働きかけていただきたい。</p> <p>政策・方針決定の場における男女共同参画を推進するため、平成28年に策定した「津市特定事業主行動計画（※2）」に基づき、まずは行政が、男女の意見をバランスよく反映できるようあらゆる分野で女性参画を拡大して女性登用の姿勢を示すとともに、事業所や各種組織へ女性参画の推進を訴えることで、多様な視点や発想を生かすことができ、女性の能力が発揮できる環境づくりの必要性を発信していただきたい。</p>							

※1 家族経営協定：家族農業経営に、各世帯員が意欲と能力を十分に発揮しながら取り組むためには、家族一人一人の役割と責任が明確となり、女性も経営に参画できる環境づくりが必要となる。「家族経営協定」はこれを実現するために、経営方針や就業環境などについて農業経営を担う世帯員相互間で取り決めるものである。

※2 特定事業主行動計画：女性活躍推進法において、各特定事業主(国や地方公共団体)に策定・公表などが義務づけられた女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期などが定められている。

基本目標Ⅲ	学校教育・生涯学習等における男女共同参画の推進						
施策の方向	① 市の審議会等で子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進						
	② 男女共同参画社会の実現に向けた生涯学習の推進						
施策における各事業の進捗状況評価（事業数15）							基本目標Ⅲの評価
評価		A	B	C	D	E	
平成25年度	事業数	1	14	0	0	0	B
	割合	6.7%	93.3%	0%	0%	0%	
平成26年度	事業数	2	13	0	0	0	B
	割合	13.3%	86.7%	0%	0%	0%	
平成27年度	事業数	2	13	0	0	0	B
	割合	13.3%	86.7%	0%	0%	0%	
平成28年度	事業数	1	14	0	0	0	B
	割合	6.7%	93.3%	0%	0%	0%	
平成29年度	事業数	0	15	0	0	0	B
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	
<p>未来を担う子どもたちが健やかに育ち、個性と能力を発揮できるよう、教育現場では、幼児期から継続して性別にとらわれない自分らしい生き方を選択する力と男女共同参画についての正しい知識を身に付ける学習機会を設けなければならない。そのためにも、教職員などの男女共同参画意識を高め、日頃から子どもたち一人一人の個性を引き出し、能力を十分に発揮できるような生活指導・学習指導・進路指導に努めていただきたい。</p> <p>また一方で、家庭教育や地域における学習機会の充実や高等教育機関などとの連携により、子どもから高齢者まで生涯を通じて男女共同参画の意識が醸成される環境づくりを進めていただきたい。</p> <p>平成28年度意識調査では、さまざまな分野の中でも、唯一、教育分野は、「男女平等になっている」の割合が5割を超えており、他分野とは異なり、男女共同参画がすでに実現している認識が高い傾向がうかがえる。しかし、家庭・社会においては、進学や就職などで男女差別に直面する事例がいまだに残り、地域においてもPTAや自治会活動など、活動内容によって参加者の性別や年代に偏りが見られる。また、組織を代表する立場には男性が多く、依然として固定的な性別役割分担意識の影響などから、社会通念や慣習などにおける男女格差が残っている傾向が見られる。</p> <p>このような状況を改善していくためにも、あらゆる機会を捉え、生涯を通じて男女共同参画の推進に向けた啓発や人材育成に取り組んでいただきたい。</p>							

基本目標Ⅳ	あらゆる場面における男女共同参画の推進	
施策の方向	① 家庭における男女共同参画の促進	④ 働く場における男女共同参画の促進
	② 地域における男女共同参画の促進	⑤ 女性のチャレンジ支援
	③ 防災における男女共同参画の促進	

施策における各事業の進捗状況評価（事業数19）							基本目標Ⅳの評価
評価	A	B	C	D	E		
平成25年度	事業数	1	16	0	0	3	B
	割合	5.0%	80.0%	0%	0%	15.0%	
平成26年度	事業数	0	19	0	0	1	B
	割合	0%	95.0%	0%	0%	5.0%	
平成27年度	事業数	0	16	3	1	0	B
	割合	0%	80.0%	15.0%	5.0%	0%	
平成28年度 (1事業統合)	事業数	0	17	1	1	0	B
	割合	0%	89.5%	5.3%	5.3%	0%	
平成29年度	事業数	0	16	3	0	0	B
	割合	0%	84.2%	15.8%	0%	0%	

近年、日本各地で自然災害が多発していることから防災対策においては、男女共同参画の視点を取り入れた早急な対応が求められている。津市防災会議や国民保護協議会など、防災に関する意思決定の場への女性登用を促進し、防災対策へ女性の視点を積極的に取り入れるよう努めていただきたい。

避難所運営に関し、女性のニーズに対応した更衣室キットやプライバシーを確保するための間仕切りなどの資機材供給に関する協定締結や哺乳瓶の備蓄を取り入れたことは評価できる。しかし、十分な種類や数量が確保できていないため、備蓄計画を見直し、男女双方の視点や乳幼児などにも配慮した備蓄品配備をめざしていただきたい。

また、地域が主体となる避難所運営委員会（※1）についても、女性委員の必要性や先進事例を情報発信することで、男女双方の視点に配慮した避難所をより多く運営できるよう努めていただきたい。

市民に対しては、男女共同参画情報紙「つばさ」や市民人権講座、男女共同参画フォーラムなど、あらゆる機会を活用して地域や家庭における男女共同参画の促進を啓発するとともに、継続的に事業所を訪問し、職場内でのハラスメントの根絶、性別を問わず各自が持てる能力を十分に発揮できる環境整備と女性の就労支援に取り組むよう啓発していただきたい。

※1 避難所運営委員会：避難所の運営を自主的に協議し、決定するために、自主防災組織、避難者、行政担当者、施設管理者などで構成する組織。

基本目標V	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進
施策の方向	① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及
	② 子育て・介護支援の充実
	③ 育児・介護休業制度等の整備と利用促進

施策における各事業の進捗状況評価（事業数29）							基本目標Vの評価
評価		A	B	C	D	E	
平成25年度	事業数	3	27	0	0	0	B
	割合	10.0%	90.0%	0%	0%	0%	
平成26年度	事業数	3	27	0	0	0	B
	割合	10.0%	90.0%	0%	0%	0%	
平成27年度	事業数	3	27	0	0	0	B
	割合	10.0%	90.0%	0%	0%	0%	
平成28年度 (1事業統合)	事業数	3	26	0	0	0	B
	割合	10.3%	89.7%	0%	0%	0%	
平成29年度	事業数	4	24	1	0	0	B
	割合	13.8%	82.8%	3.4%	0%	0%	

津市の人口は、平成25年（2012年）以降緩やかに減少しており、働く世帯が担う子育てや介護の負担は、今後ますます増加が見込まれている。こうした中、あらゆる人が個性と能力を発揮して活躍するためには、子育て・介護の時間に加え、家庭・地域・学習など、個人の時間を持って豊かに生活できるよう社会全体でワーク・ライフ・バランスを推進していく必要がある。

子育てや介護をしながら安心して働くことができる環境整備の一つとして、保育サービスの充実が急務となっている。保育所における年間を通した待機児童ゼロの実現に加え、利用者が真に利用しやすい体制の構築が望まれるため、保育分野における人材確保のためにも、人件費アップや待遇改善を検討し、男女がともに生き生きと働ける環境整備に向けて、なお一層努力していただきたい。

また、共働き世帯の増加により、延長保育や休日保育・一時保育などの特別保育事業や病児・病後児保育、放課後児童対策のニーズが高まっているため、児童数の推移を見極めながら、地域に応じたきめ細かなサービスを提供できるよう保育士や放課後児童支援員などの人材育成、処遇改善に取り組んでいただきたい。

今後、ますます進行していく少子・高齢化による人口減少社会の中で、男女共同参画社会を実現するためには、ワーク・ライフ・バランスがその土台となるため、保育環境整備や介護サービスの充実などの社会的基盤整備の推進とともに、多様化するライフスタイルに応じた柔軟な働き方の推進および男性の子育て・介護などへの参画拡大を、市民と事業所に向けて継続して啓発・普及していく必要がある。

基本目標VI	男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の防止						
施策の方向	① DV防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実						
	② セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた教育、広報、啓発及び被害に対する相談・支援体制の整備と充実						
施策における各事業の進捗状況評価（事業数15）							基本目標VIの評価
評価		A	B	C	D	E	
平成25年度	事業数	0	12	3	0	0	B
	割合	0%	80.0%	20.0%	0%	0%	
平成26年度	事業数	0	13	2	0	0	B
	割合	0%	86.7%	13.3%	0%	0%	
平成27年度	事業数	1	11	3	0	0	B
	割合	6.7%	73.3%	20.0%	0%	0%	
平成28年度	事業数	0	12	3	0	0	B
	割合	0%	80.0%	20.0%	0%	0%	
平成29年度	事業数	1	11	3	0	0	B
	割合	6.7%	73.3%	20.0%	0%	0%	
<p>男女共同参画の推進は、人間としての尊厳が重んぜられることが前提であり、男女がその個性と人権を尊重し合うことが不可欠である。DV、性暴力、児童虐待、高齢者虐待などの暴力や各種ハラスメント、さらにはインターネット上のコミュニケーションツール（SNS）の普及に伴い、暴力や人権侵害が多様化し、若年層へも被害が拡大している。</p> <p>また、固定的な性別役割分担意識に基づいた社会通念や慣習などによる男女格差は依然として根深く、それが暴力の要因となっていることも少なくない。</p> <p>DV、セクシュアル・ハラスメントなどの被害者の多くは女性だが、男性が被害者になる事例もあるため、女性のみならず男性への対応も充実していただきたい。また、DV被害者が安心して相談でき、保護・自立に向けた支援をスムーズに受けられる体制を強化するとともに、その情報を広く周知し、相談を受けた際には、相談内容に答えるだけでなく、必要な場合は、適切な機関へ繋げて支援していただきたい。</p> <p>被害者が、職場や組織内でDVやハラスメントについて相談することは、とても勇気が必要である。市職員に向けては、専門家を含めた相談窓口を職場外部に設置し、職場では話しにくいことを安心して相談でき、適切なアドバイスが得られる環境を整備していただきたい。また、市内事業所や組織などに対しても、従業員に向けた相談窓口の設置を指導するとともに、職場外部においても労働局などの関係機関が相談窓口を設置していることを従業員へ周知するよう指導していただきたい。</p> <p>被害者の心理的な回復には時間がかかるため、より丁寧な対応に留意し、相談し易い環境づくりに努めてもらいたい。セクシュアル・ハラスメントに限らず、あらゆるハラスメントの防止対策と被害者に対する支援の充実を期待する。</p>							

基本目標Ⅶ	男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援						
施策の方向	① 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実						
	② 男女の生涯にわたる健康づくりの支援						
施策における各事業の進捗状況評価（事業数19）							基本目標Ⅶの評価
評価	A	B	C	D	E		
平成25年度	事業数	0	19	0	0	0	B
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	
平成26年度	事業数	0	19	0	0	0	B
	割合	0%	100%	0%	0%	0%	
平成27年度	事業数	1	17	1	0	0	B
	割合	5.3%	89.5%	5.3%	0%	0%	
平成28年度	事業数	0	17	2	0	0	B
	割合	0%	89.5%	10.5%	0%	0%	
平成29年度	事業数	0	18	1	0	0	B
	割合	0%	94.7%	5.3%	0%	0%	

男女共同参画の視点による健康づくりと生活支援として、いずれの事業もしっかりと取り組んではいるが、多くの事業において、男女共同参画の視点を前面に出していくことが難しいと思われるため、第3次基本計画では、男女共同参画の視点で強化すべき事業を選択し、より集中して基本目標の達成に取り組んでいただきたい。

生涯にわたり健康に過ごせること、病気や介護が必要になった時に安心して必要な支援を受けられることは、男女が個性と能力を活かして生き生きと暮らしていくために必要なことであり、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にある中、きめ細かく効率的な訪問や見守りの推進など、サービス体制の充実を図る必要がある。

安心して生活できる福祉サービスの充実については、ひとり暮らしの高齢者への訪問や障がい者の生活支援等福祉サービスの提供、各種相談支援体制の充実など、多様なニーズを持つ市民が自立し、安心して生活できるよう支援していただきたい。

思春期ライフプラン教育（※1）については、小学校低学年からの学習の積み重ねがないと、適切な効果が得られないこともあるため、発達段階に見合った計画的な性教育の実施をお願いしたい。

最低限の経済的保障と心身ともに健康であることは、生きていく上での基本である。これらの実現のため、常にジェンダーや男女共同参画の視点を持って事業を進めていただきたい。

※1 思春期ライフプラン教育：思春期の子どもたちに医学的知見に基づく妊娠・出産の正しい知識を持ち、命の大切さや将来のライフプランを考える機会を提供する教育。

(3) 計画期間中の総評

第2次津市男女共同参画基本計画の期間が、平成29年度をもって終了した。

5年間の全体評価の推移がすべて「B」評価であったことから伺われるように、津市の男女共同参画は、総体として停滞していた訳ではないが、順調に推進されてきたとも言い難い。

男女共同参画社会基本法が制定されてから20年近くが経過するにもかかわらず、その言葉の市民認知度が7割程度（平成28年度意識調査）に留まっていることから、さらなる意識啓発が必要である。

さらに、「2020年までに社会のあらゆる分野において指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にする（202030）」という政府目標についても、本市が設置する審議会などにおける女性委員の割合が30%に達しないどころか、計画期間中に低下すらしている。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立したことから、審議会委員だけでなく、行政や事業所においても、女性の管理職比率の向上に向けて女性が力を発揮できる環境を整備し、意欲と能力のある女性職員を積極的に登用することが望まれる。

一般的に男女共同参画にかかわる意識調査においては、「学校は男女平等が実現している」という回答が多い傾向にあるが、学校教育を終えて社会へ出た途端に、若者たちはジェンダーの障壁に直面することになる。学校教育においては、その障壁を乗り越えるのではなく、取り崩す力を育むとともに、現状に満足せずに男女共同参画のための教育を心掛けていただきたい。

また、事業所や地域社会、さらに家庭においては、固定的な性別役割分担意識を払拭し、ワーク・ライフ・バランスを促進するなど、性別にとらわれることなく男女が共存して生きていくことができる環境を整えていただきたい。

近年は、毎年のように「数十年に一度」や「想定外」と言われる自然災害が各地で発生している。防災や避難所運営への女性参画は喫緊の課題であるとされているが、本市もいまだ十分とは言えない状況にあるため、男性が気付きにくい女性独自の視点を活かし、重要な担い手として防災計画や避難所運営へ主体的にかかわる女性を意識的に増やす努力をし、誰もが安心して避難行動を起こせるようにすることが重要である。

最後に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）の制定や、各種ハラスメントへの事業所等による取り組みにより、DVやハラスメントを防止しようという機運は高まっているものの、いまだそれにかかわるニュースは途絶えることがない。相手の人権を踏みにじるこうした行為は、男女共同参画推進のみならず、人々が安心して生活していくことを妨げるものであり、根絶されるべきものである。

しかし、誠に残念なことに、本年、津市職員が児童買春で逮捕される事案が発生した。このことは、当審議会として看過することができず、職員の規律を正し、以後、このような事案が発生しないように防止対策を講じていただきたい。

男女共同参画の推進は、他施策と並列の事業ではなく、すべての施策に通底する理念であり、原則である。この5年間を通じて、こうした意識が全職員に共有されていたとは考えにくい。そのため、新たな基本計画をスタートするに当たり、あらゆる事業を進める際には、男女共同参画の視点を常に意識し、真摯に取り組んでいただくことを切に要請する。

4 参考資料

(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿

任期：平成29年6月19日～平成31年6月18日

(50音順・敬称略)

	氏名	所属団体・役職等	選定分野	備考
1	伊藤 好幸	—	公 募	検討委員会委員
2	大田 弘純	—	公 募	
3	小黒 敏克	津市自治会連合会 副会長	その他市長が必要と認める者 (地域活動団体)	
4	笠井 瑞穂	津商工会議所女性会 副会長	その他市長が必要と認める者 (労働関係・事業者)	
5	佐藤 ゆかり	—	公 募	検討委員会委員
6	杉平 幸恵	連合三重津地域協議会	その他市長が必要と認める者 (労働関係・労働者)	
7	田中 小夜子	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者 (労働関係)	検討委員会委員
8	東福寺 一郎	津市立三重短期大学 学長	学識経験者	会 長 検討委員会委員
9	富田 康成	三重県環境生活部 次長 (人権・社会参画・生活安全担当)	関係行政機関	検討委員会委員
10	前山 都子	インスピーレマネジメント 代表 (人材開発コンサルタント)	その他市長が必要と認める者 (労働関係・事業者)	副会長 検討委員会委員
11	丸橋 恒子	津市民生委員児童委員連合会 副会長	その他市長が必要と認める者 (地域活動団体)	
12	光永 圭子	三重労働局雇用環境・均等室 室長	関係行政機関	

(2) 第2次津市男女共同参画基本計画 平成29年度施策進捗状況評価経過

年 月 日	事 項
平成30年5月29日	<p>第1回津市男女共同参画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度男女共同参画室事業について ・平成30年度審議会のスケジュールについて ・第2次津市男女共同参画基本計画の平成29年度施策進捗状況評価について ・第3次津市男女共同参画基本計画の評価方法について
平成30年7月23日	<p>第1回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次津市男女共同参画基本計画における平成29年度施策進捗状況調査・評価の進め方について ・平成29年度施策進捗状況調書について（基本目標Ⅰ～Ⅲ） ・平成29年度施策進捗状況に対する評価と意見について
平成30年8月28日	<p>第2回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度施策進捗状況調書について（基本目標Ⅳ～Ⅶ） ・平成29年度施策進捗状況に対する意見まとめ（基本目標別）
平成30年10月5日	<p>第3回検討委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次津市男女共同参画基本計画における平成29年度施策進捗状況に対する評価と意見（案）について ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく施策進捗状況の評価方法（案）について
平成30年11月22日	<p>第2回津市男女共同参画審議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次津市男女共同参画基本計画における平成29年度施策進捗状況に対する評価と意見について ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく施策進捗状況の評価方法について